

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年4月5日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町5丁目9番地の6

村上 實

2 建築協定の名称

京都市西京区桂坂かえで地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町5丁目1番地の3,2番地の4から2番地の7まで、3番地、4番地の1、4番地の7、4番地の8、5番地の1から5番地の3まで、6番地の1、6番地の2、6番地の5から6番地の8まで、8番地の1から8番地の7まで、9番地の1から9番地の7まで、10番地の1から10番地の4まで、11番地の1から11番地の6まで、12番地の1から12番地の7まで、12番地の9、13番地の1、13番地の3から13番地の13まで、14番地の2から14番地の4まで、14番地の6、14番地の7、14番地の10から14番地の15まで、15番地の1から15番地の10まで、16番地の3、16番地の4、16番地の6、18番地の1から18番地の5まで、19番地の1から19番地の5まで、20番地の1から20番地の3まで、22番地の2から22番地の6まで、22番地の8、22番地の10、22番地の11、23番地の1、23番地の3から23番地の6まで、24番地の1から

24番地の11まで、25番地の1から25番地の13まで、26番地の1から26番地の8まで、27番地の1から27番地の8まで、28番地の1、28番地の4から28番地の10まで、29番地、30番地の2、30番地の3、31番地の1、31番地の3から31番地の18まで及び31番地の20並びに6丁目1番地の1から1番地の7まで、2番地の1から2番地の5まで、2番地の7、2番地の9から2番地の11まで、3番地の1、3番地の3から3番地の5まで、3番地の7から3番地の12まで、4番地の2から4番地の10まで、5番地の2から5番地の4まで、6番地の1から6番地の6まで、7番地の1、7番地の4、7番地の5、7番地の7から7番地の10まで、8番地の2から8番地の4まで、8番地の6、8番地の8、8番地の9、8番地の11から8番地の13まで、9番地の1、9番地の3から9番地の10まで、10番地の1、10番地の3から10番地の7まで、10番地の9、11番地の1、11番地の3、11番地の4、12番地の1から12番地の6まで、13番地の1、13番地の2、13番地の4から13番地の6まで、14番地の1から14番地の12まで、15番地の1及び15番地の2

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町5丁目1番地の1、1番地の2、2番地の1から2番地の3まで、4番地の2から4番地の6まで、5番地の4、6番地の3、6番地の4、12番地の8、13番地の2、14番地の1、14番地の5、14番地の8、14番地の9、16番地の1、16番地の2、16番地の5、20番地の4、21番地、22番地の7、22番地の9、28番地の2、28番地の3、31番地の2、31番地の19及び32番地並びに6丁目2番地の6、2番地の8、3番地の2、3番地の6、4番地の1、5番地の1、6番地の7、7番地の2、7番地の6、8番地の1、8番地の5、8番地の7、8番地の10、9番地の2、9番地の11、10番地の8、11番地の2、12番地の7及び13番地の3

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備及びその他の事項

6 建築協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成18年3月31日第6号

8 効力を有することとなった日

平成18年4月1日

(都市計画局建築指導部指導課)